

2分の1か3分の2か。会社の経営支配を確保するには、第一に、多数の株式を握ることにある。

株主総会において「普通決議」（議決権の過半数を有する株主の出席と出席株主の過半数の賛成）を成立させるだけなら、議決権の2分の1以上を抑えれば足りるが、対抗陣営が3分の1以上占める状況だと、定款変更・事業譲渡・組織変更・資本の減少・特定株主からの自己株式の取得・役員らの損害賠償責任の軽減などの「特別決議」を必要とする場合に否決される恐れがある。

経営の安定化は、株式の集中だけでなく、所定の手続きを踏み、次の「種類株式」を発行したり新株予約権の扱いに差を設けたりする方法もある。

あることを成立要件に加える
③取得条項付株式（一定の事由が生じたときを条件として）

匠プラザ21
経営法務大学

会社経営の安定化

(1) 株式譲渡の制限
株式譲渡制度会社には、メリットとデメリットが付いて回る。
なお、株式譲渡人から譲渡承認請求があつた場合2週間に以内に承認しない旨の通知を出さないと、承認したとみなされるし、会社または指定買取人が買い取ることにするときは、株式数に応じた総資産相当額を供託しなければならず、これらを怠つたときも承認したと扱われる。

(2) 取締役解任決議の成立要件の加重
議決権の2分の1以上から3分の2以上などに引き上げる。

(3) 累積投票の排除
少数派株主を保護する制度として、全取締役の選任を一括し、かつ株主は1株につき選任すべき取締役の数と同じ数の議決権を有し、その議決権の全部を一人の取締役に投するよりも、分散投票することも、とも可能にする。「累積投票制度」が導入されている。

選任すべき取締役ごとに一つの議案として選任決議を行うと、多数派の経営者提案が有利に働く結果となる」とから、この制度が存在しているが、別段の定めでこれを排除することもできる。

(4) 相続人等に対する株式売渡の請求
譲渡制限株式の場合、相続

その一般承継によって取得した者に対しても、株式を会社に売り渡すことが請求できる。
(5) 議決権行使の代理人の限定
議決権の代理行使は禁止は許されないが、その資格を株主だけに限ることは可能である。
その他にも、会社実務については、経営支配を確保するため、いろんな工夫なりが編み出されている。
その一つは、敢えて事業価値を損ねることで攻撃意欲を削ぐ便法として、退任・退職させられることになる取締役等の退職慰労金を破格のものと定めておいたりする。
主要取引先との間において、株主や取締役の構成が変わった場合、いずれの側とも取引関係を解消させる旨の約定を取り交わすなどだ。